

## ○地方独立行政法人法

(役員等の損害賠償責任)

第十九条の二 地方独立行政法人の役員又は会計監査人(第四項において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2、3 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

## ○地方独立行政法人法施行令

(役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等)

第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条第一項に規定する役員等(以下この条において「役員等」という。)が地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認(以下この条において「一部免除承認」という。)の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「基準報酬年額」という。)に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

2 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、基準報酬年額とする。

## ○地方独立行政法人法施行規則

(基準報酬年額の算定方法)

第二条の三 令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 令第三条の二第一項の報酬の額並びに前条第一号及び第二号の額の事業年度ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 令第三条の二第一項の退職手当の額並びに前条第三号及び第四号の額の合計額

ロ 役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては、当該数とする。

(1) 理事長又は副理事長 六

(2) 理事 四

(3) 監事又は会計監査人 二